

松原スポーツ公園の「指定管理者」を募集します

王滝村ではこのたび、松原スポーツ公園の指定管理者を募集いたします。

指定管理者制度は、従来公共的団体などに限られていた公の施設の管理を、民間事業者、法人等の団体の中から村が指定する「指定管理者」が行うものです。

この制度の導入により施設の管理運営に民間事業者のノウハウや活力を導入し、お客様へのサービスの向上と経費の削減を図り、効率的、効果的な施設管理を目指します。

施設名	松原スポーツ公園
業務	(1) 施設の維持及び管理運営に関する業務 (2) 使用許可等に関する業務 (3) アウトドアスポーツイベントの企画・運営及び体験プログラムの開発・運営に関する業務 (4) その他維持及び管理運営に必要な業務
公募期間	令和7年 1月15日(水) から 令和7年 2月7日(金) まで
指定期間	令和7年 4月 1日 から 令和12年 3月31日 まで(5年間)

【応募の資格等】

応募にあたっては、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 王滝村内に主たる事務所又は支店等を有する法人・その他の団体（個人での応募は不可）又は置こうとする法人団体等で指定期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営を行うことができること。
- (2) 施設に関する専門的知識及び指導ノウハウを持つ職員等を有すること。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税及び村県民税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (7) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営できる者であること。
- (8) 暴力団対策法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）において指定を受けている暴力団及び関連団体に属している者がいない団体であること。

詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：企画・観光推進室 商工観光係（0264-48-2257）

※募集要項・仕様書等は上記担当より配付し、施設の現状説明もその都度行います。

